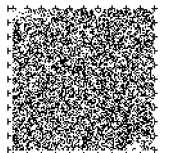


第1部

総論



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

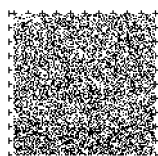
本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成30（2018）年3月に「第5次朝霞市障害者プラン」、令和3（2021）年3月に「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害児者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、障害者差別解消法の改正などにより、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置付けられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第6次朝霞市障害者プラン（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）」を引き続き策定します。

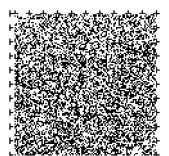


SDGsの理念・目標を踏まえた取り組み

持続可能な開発目標（SDGs：エスディージーズ）は、“誰一人取り残さない”持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標で、平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、経済・社会・環境等に係る17のゴールと169のターゲットから構成されています。

このSDGsの“誰一人取り残さない”という基本的な考え方は、“地域共生社会”と共通した考え方であるため、本計画では、SDGsの基本的な考え方や目標を踏まえ、各施策の推進を図り、その達成に貢献していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法（一部抜粋）

（障害者基本計画等）

第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

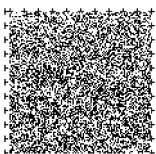
■障害者総合支援法（一部抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - （2） 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - （3） 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - （1） 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - （2） 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。



- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■児童福祉法（一部抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

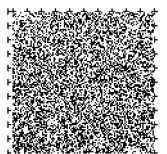
第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - （1） 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - （2） 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

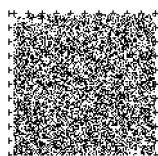
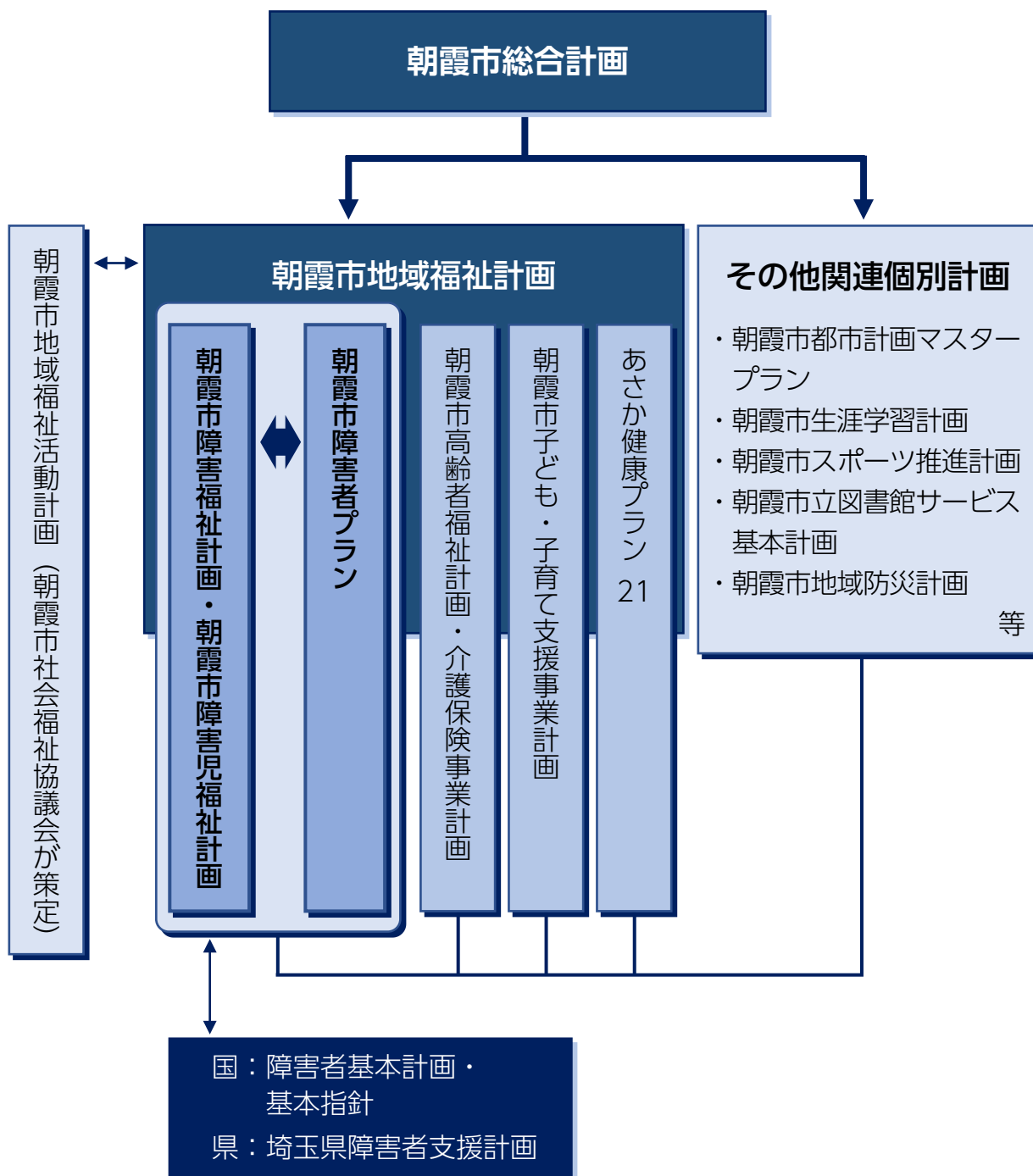
（第33条の20第4項、第5項省略）

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。



3 計画の位置付け

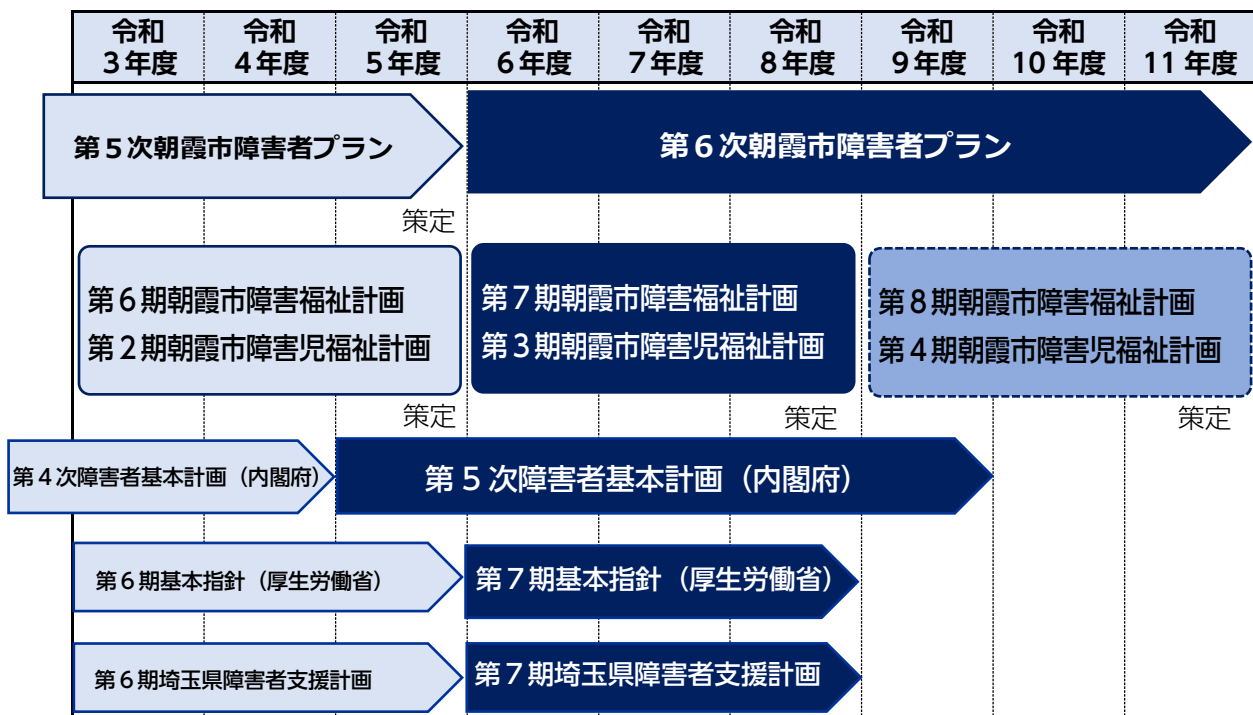
本計画は、本市の最上位計画である「朝霞市総合計画」を始め、福祉分野の上位計画である「朝霞市地域福祉計画」や「朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、また、「朝霞市子ども・子育て支援事業計画」や「あさか健康プラン21」などと連携を図りながら進める計画です。



4 計画の期間及び構成

第6次朝霞市障害者プランは令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画は国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18（2006）年厚生労働省告示第395号 最終改正：令和5（2023）年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」（以下「基本指針」という。）の期間とあわせて、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

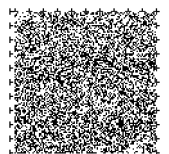
ただし、いずれの計画も国・県の行政施策の動向、社会情勢や制度の変更、計画の進捗状況により、必要に応じて見直しを行うこととします。



5 計画の対象

本計画の「障害のある人」の範囲は、障害者基本法第2条に規定される者を対象とします。

平成23（2011）年8月に改正され公布・施行された障害者基本法では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう」としており、さらに、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」と定義されています。



6 計画の策定体制等

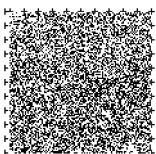
(1) 朝霞市障害者プラン推進委員会による検討

本計画の策定に当たっては、障害のある人や児童の実態及びニーズに応じた計画を策定するために、障害者団体、社会福祉関係団体、知識経験者、公募市民から構成される「朝霞市障害者プラン推進委員会」において、内容の審議・検討を行いました。

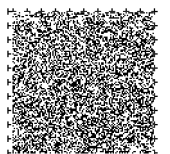
また、「朝霞市障害者自立支援協議会」においても、進捗状況の報告や本計画に関する意見をいただいています。

○策定経過

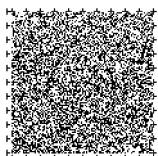
年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和4年 5月23日	第1回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	朝霞市立図書館 本館視聴覚室	1人	(1)委員長及び副委員長の選任について (2)第5次障害者プランの進行管理・評価等について (3)第6期朝霞市障害福祉計画の進行管理・評価等について (4)今年度のスケジュールについて (5)その他
令和4年 7月22日	第1回朝霞市 障害者自立支援協議会	朝霞市 中央公民館・ コミュニティ センター 1階集会室	1人	(1)会長・副会長の選出について (2)専門部会委員の指名について (3)第5次朝霞市障害者プラン及び第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告 (4)朝霞市障害者自立支援協議会専門部会について (5)地域生活支援拠点等事業について (6)今年度のスケジュールについて (7)その他
令和4年 10月28日	第2回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	0人	(1)第5次障害者プランの進行管理・評価等について (2)第6期朝霞市障害福祉計画の進行管理・評価等について (3)第6次障害者プラン等策定について (4)その他



年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和4年 11月16日	第3回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第6次障害者プラン等策定 について (2)その他
令和5年 1月31日	第4回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第5次障害者プラン及び第 6期朝霞市障害福祉計画の 進行管理・評価等について (2)第6次障害者プラン等策定 について (3)朝霞市日本手話言語条例に 定める推進方針に係る施策 の実施状況について (4)その他
令和5年 2月22日 ～ 3月31日	<アンケート調査の実施> ・対象者：障害のある人 障害のある児童及び保護者 障害福祉サービス事業所等 障害者団体			
令和5年 3月	<ヒアリング調査の実施> ・対象者：医療的ケア児者、重症心身障害児者、高次脳機能障害、 強度行動障害、遷延性意識障害などの方			
令和5年 5月18日	第1回朝霞市 障害者自立支 援協議会	朝霞市役所 別館5階 大会議室	1人	(1)委員の変更及び会長の選出 について (2)第5次朝霞市障害者プラン 及び第6期朝霞市障害福祉 計画・第2期朝霞市障害児福 祉計画の進捗状況の報告 (3)令和4年度の朝霞市障害者 自立支援協議会専門部会の 報告及び令和5年度の計画 について (4)令和5年度のスケジュール について (5)その他
令和5年 7月	<専門職に対する調査の実施> ・対象者：育み支援バーチャルセンター事業において、事業にご協 力いただいている専門職（医師、公認心理師、臨床心理 士、作業療法士等）			



年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和5年 6月2日	第1回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	2人	(1)委員長及び副委員長の選任 について (2)今年度のスケジュールにつ いて (3)第6次障害者プラン、第7期 障害福祉計画、第3期障害児 福祉計画策定について ①アンケート及びヒアリング 実施報告(速報) ②国・県の関連計画 ③基本理念 (4)障害者自立支援協議会につ いて (5)その他
令和5年 7月27日	第2回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1)第6次障害者プラン等策定 について ①アンケート及びヒアリング 結果報告 ②基本理念 ③骨子案 (2)第5次障害者プランの進行 管理・評価について (3)第6期障害福祉計画等の進 行管理・評価について (4)その他
令和5年 10月19日	第3回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	0人	(1)第6次障害者プラン等策定 について ①第6次障害者プラン等の素 案 (2)第5次障害者プラン等の進 行管理・評価について (3)その他
令和5年 11月1日 ～ 11月30日	<パブリックコメントの実施>			・意見提出者(個人・団体) 19者 ・意見件数 86件
	<自立支援協議会での意見募集の実 施>			・意見提出者 2者 ・意見件数 6件
	<職員コメントの実施>			・意見提出者 1者 ・意見件数 46件



年月日	名称	会場	傍聴者数	内容
令和6年 1月11日	第4回朝霞市 障害者プラン 推進委員会	オンライン (Zoom)	1人	(1) パブリックコメント等について (2) 第6次障害者プラン等策定について (3) 次年度スケジュールについて (4) 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況について (5) その他

(2) アンケート・ヒアリング調査の実施

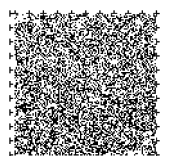
今後の施策の改善、展開及び充実を図ることを目的として、障害のある人や児童等を対象とした日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握するための調査や、障害福祉サービス事業所、障害者団体を対象に運営状況や利用者等からのサービスの利用意向等を把握するための調査を、令和5（2023）年2月22日（水）から3月31日（金）までの期間で実施しました。

また、アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、医療的ケアが必要な人等に対して聞き取りを実施しました。

さらに、発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれの無い総合的な支援を図ることを目的として実施している育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人へ、障害福祉施策の課題等の聞き取りを実施しました。

(3) パブリックコメント等の実施

市民や関係者の意見を広く反映させるため、「第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」の計画案について、令和5（2023）年11月にパブリックコメントを実施しました。



7 計画策定の主なポイント

国では、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画の基本となる計画として、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの第5次障害者基本計画を策定するとともに、都道府県障害福祉計画・障害児福祉計画及び市町村障害福祉計画・障害児福祉計画の根拠法となる障害者総合支援法等の一部を改正する法律案が令和4（2022）年10月14日に閣議決定されました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法等の趣旨を踏まえ、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定める基本指針の改正が行われました。

（1）第5次障害者基本計画（国）

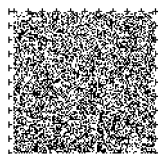
本計画では、東京オリンピック・パラリンピックを契機とした機運を一過性のものにすることなく、「心のバリアフリー」や「ユニバーサルデザインの街づくり」などの各種取組を引き続き推進するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大などの非常時に、障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策や取組を進めることが追加されました。

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②各分野における障害者施策の基本的な方向

- 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
→社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
- 安全・安心な生活環境の整備
→移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
- 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
→障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
- 防災、防犯等の推進
→災害発生時における障害特性に配慮した支援
- 行政等における配慮の充実
→司法手続や選挙における合理的配慮の提供等



- 保健・医療の推進**
→精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
- 自立した生活の支援・意思決定支援の推進**
→意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
- 教育の振興**
→インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
- 雇用・就業、経済的自立の支援**
→総合的な就労支援
- 文化芸術活動・スポーツ等の振興**
→障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
- 国際社会での協力・連携の推進**
→文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 障害者総合支援法等の改正

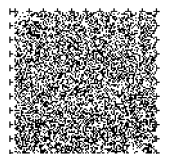
障害者総合支援法やその他関連する法律の一部を改正する法律が令和6(2024)年4月1日から施行(一部を除く)されます。

① 障害者等の地域生活の支援体制の充実

- グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進**
→グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する
- 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備**
→地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする

② 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

- 就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等**
→就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス「就労選択支援」を創設する
(法の公布から3年以内の政令で定める日から施行)
- 短時間労働者(週所定労働時間10時間以上20時間未満)に対する実雇用率算定等**
- 障害者雇用調整金等の見直しと助成措置の強化**



③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備

○医療保護入院の見直し

→家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等

○「入院者訪問支援事業」の創設

→都道府県知事等が行う研修を修了した入院者訪問支援員が、患者本人の希望により、精神科病院を訪問し、本人の話を丁寧に聴くとともに、必要な情報提供等を行う「入院者訪問支援事業」を創設する

○精神科病院における虐待防止に向けた取組の一層の推進

④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化

○症状が重症化した場合に円滑に医療費支給を受けられる仕組みの整備

→医療費助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする

○難病患者等の療養生活支援の強化

○小児慢性特定疾病児童等に対する自立支援の強化

⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備

○調査・研究の強化（障害者DB・障害児DB・難病DB・小慢DBの充実）

（3）基本指針の改正（国）

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に当たって、国の基本指針の一部が改正されました。

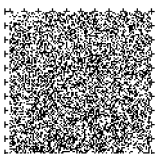
①基本指針の主な改正内容

○入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

→重度障害者等への支援など、地域のニーズへの対応
→強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実
→地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
→地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
→グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

→精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性



○福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

○障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

○発達障害者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

○地域における相談支援体制の充実→強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

○障害者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

○地域共生社会の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

○障害福祉サービスの質の確保

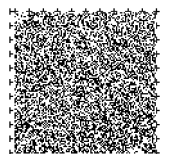
- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

○障害福祉人材の確保→定着

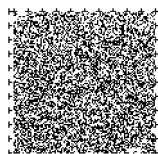
- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

○よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進



- 障害者による情報の取得利用→意思疎通の推進**
 - 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
- 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**
 - 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- その他：地方分権提案に対する対応**
 - 計画期間の柔軟化
 - サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化



第2章 障害のある人・障害のある児童等を取り巻く状況

1 障害のある人・障害のある児童等の状況

(1) 身体障害者手帳所持者

ペースメーカー、人工関節置換などの身体障害のある人（身体障害者手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在2,986人で、総人口に占める割合は、2.1%となっています。

障害の程度別に見ると、1級1,067人（35.7%）で最も多く、次いで4級715人（23.9%）、2級457人（15.3%）、3級421人（14.1%）の順で、年々障害の程度が重い人の割合が増加しています。

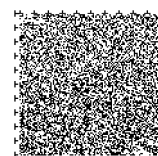
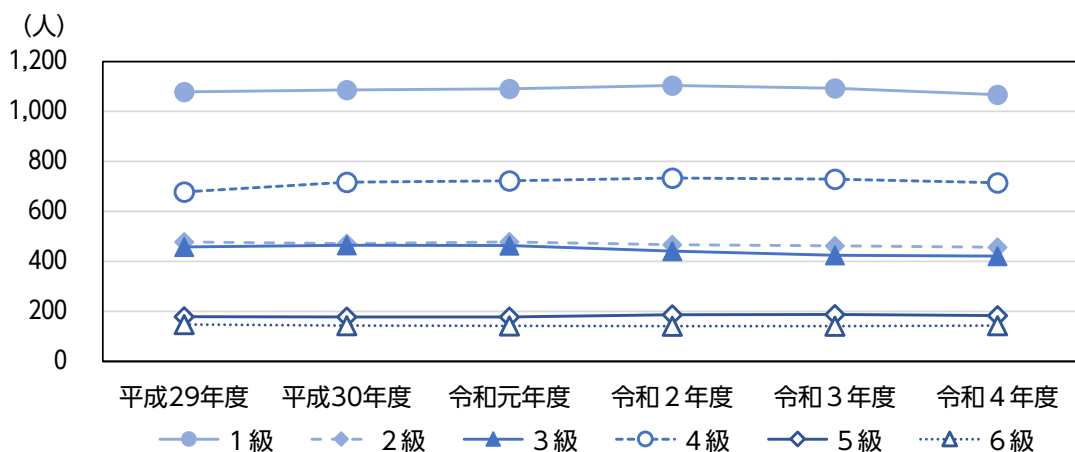
障害区分では、肢体不自由が48.4%と最も多く、以下、内部障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸機能、小腸、免疫、肝臓）が35.7%、聴覚・平衡機能障害が7.9%、視覚障害が6.6%、音声・言語機能障害が1.4%となっています。

◆身体障害者手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,078	1,086	1,090	1,104	1,093	1,067
2級	478	471	478	467	462	457
3級	458	464	463	441	424	421
4級	678	717	722	734	729	715
5級	179	178	177	186	188	183
6級	147	143	142	141	141	143
合計	3,018	3,059	3,072	3,073	3,037	2,986

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

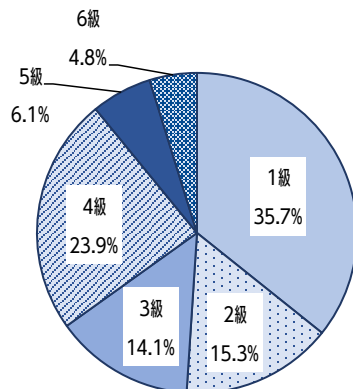


◆身体障害者手帳所持者（障害等級別割合）

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	内18歳未満	内18歳以上
人数	1,067	457	421	715	183	143	2,986	78	2,908
構成比	35.7	15.3	14.1	23.9	6.1	4.8	100.0	2.6	97.4

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



◆身体障害者手帳所持者（障害区分）の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚	197	203	197	204	204	197
聴覚・平衡	252	254	254	244	243	235
音声・言語	29	36	39	38	38	43
肢体不自由	1,548	1,546	1,554	1,535	1,501	1,446
心臓	483	480	495	503	513	512
腎臓	315	324	320	324	322	331
呼吸器	35	39	26	29	23	21
膀胱・直腸	121	135	141	147	145	148
小腸	1	1	1	2	2	2
免疫	33	37	39	40	40	45
肝臓	4	4	6	7	6	6
合計	3,018	3,059	3,072	3,073	3,037	2,986

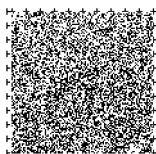
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

◆身体障害者手帳所持者（障害区分割合）

単位：人、%

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語	肢体 不自由	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱 直腸	小腸	免疫	肝臓	合計
人数	197	235	43	1,446	512	331	21	148	2	45	6	2,986
構成比	6.6	7.9	1.4	48.4	17.1	11.1	0.7	5.0	0.1	1.5	0.2	100.0

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



(2) 療育手帳所持者

児童相談所等で知的障害であると判定された人（療育手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在807人で、総人口に占める割合は、0.56%となっています。

障害の程度別では、Ⓐ（最重度）153人、A（重度）196人、B（中度）205人、C（軽度）253人となっています。

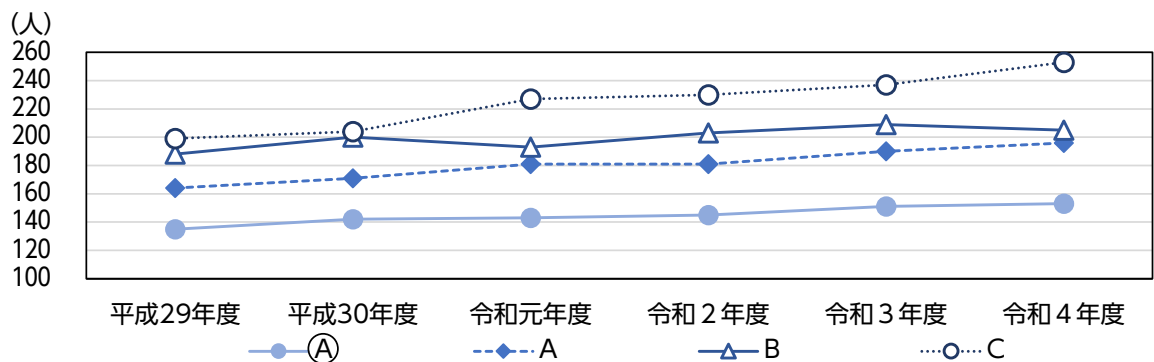
年々増加している要因としては、知的障害に対する知識や理解が保護者や教職員、社会全体へと普及してきていることなどにより、これまで潜在化していた障害児・者が顕在化してきたと考えられます。

◆療育手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Ⓐ	135	142	143	145	151	153
A	164	171	181	181	190	196
B	188	200	193	203	209	205
C	199	204	227	230	237	253
合計	686	717	744	759	787	807

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

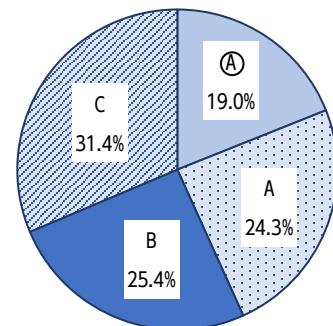


◆療育手帳所持者（障害程度別割合）

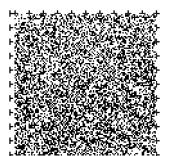
単位：人、%

区分	Ⓐ	A	B	C	合計
人数	153	196	205	253	807
構成比	19.0	24.3	25.4	31.4	100.0

区分	内18歳未満	内18歳以上
人数	265	542
構成比	32.8	67.2



資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者

統合失調症、てんかんなどの精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）は、令和5（2023）年3月31日現在1,411人で、総人口に占める割合は、0.97%となっています。

自立支援医療（精神通院医療）の利用者は2,413人となっています。

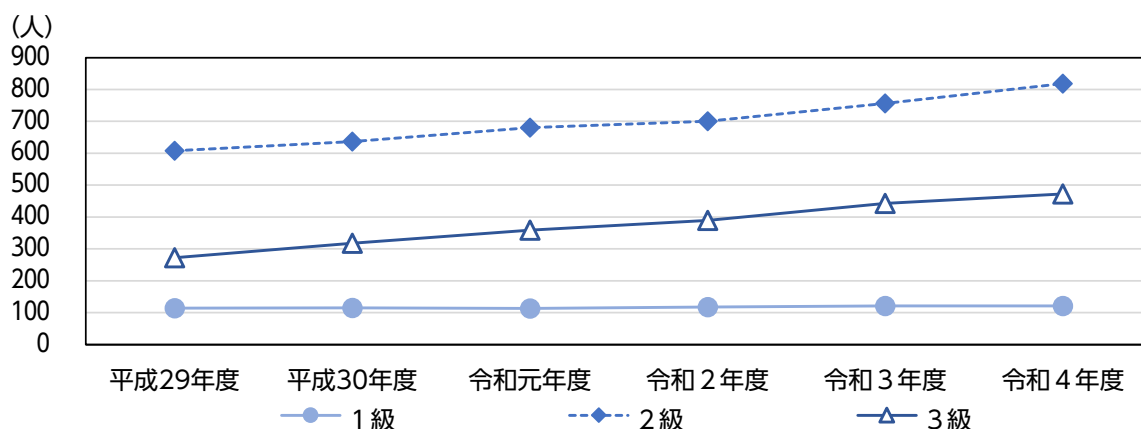
年々増加している要因としては、高齢化や地域の繋がりの希薄化、長引く不況による労働環境や生活環境の悪化などの社会情勢の変化や、情報化社会による情報量の増加等により、精神的ストレスを抱えやすい現代社会であるとともに、知的障害と同様に精神障害に対する知識や理解が、社会全体へと普及してきていることなどにより精神科を受診される方が増加してきていることが考えられます。

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	114	115	113	118	121	121
2級	608	637	680	700	756	818
3級	272	318	359	389	443	472
合計	994	1,070	1,152	1,207	1,320	1,411

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）※埼玉県から資料提供

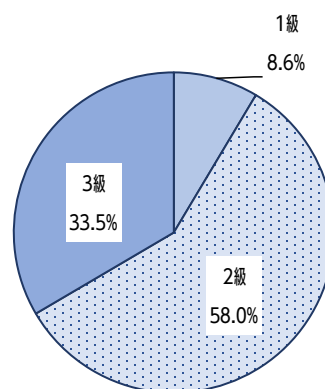


◆精神障害者保健福祉手帳所持者（障害等級別割合）

単位：人、%

区分	1級	2級	3級	合計
人数	121	818	472	1,411
構成比	8.6	58.0	33.5	100.0

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



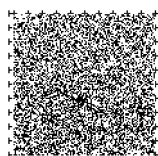
◆自立支援医療（精神通院医療）の疾病別利用者数

単位：人、%

区分	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分障害（うつ病など）	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害
通院	264	652	152

区分	てんかん	その他（分類不明を含む）	合計
通院	90	1,255	2,413

資料：障害福祉課（令和5（2023）年3月31日現在）※埼玉県から資料提供



(4) 難病患者見舞金受給者

難病のうち、国や県で指定した指定難病については、保険診療の自己負担分の一部を公費負担する指定難病医療給付制度等と、原則として18歳未満を対象とする小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。

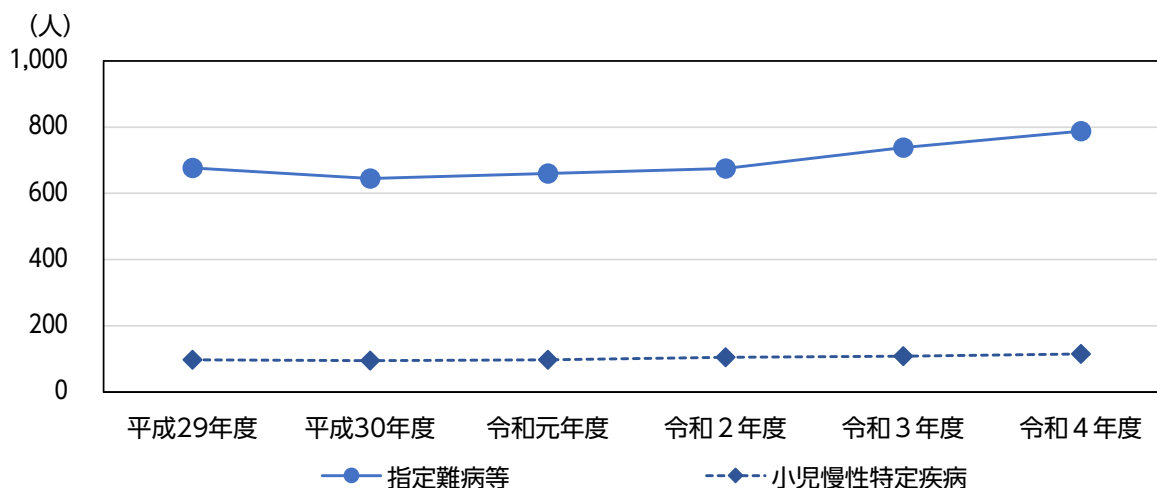
市では、指定難病医療受給者証等をお持ちの人に対して難病患者見舞金を支給しています。受給者数は、平成30（2018）年度以降、増加傾向で推移しています。

◆難病患者見舞金受給者数

単位：人

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病等	677	645	660	675	738	788
小児慢性特定疾病	97	95	97	105	108	115
合計	774	740	757	780	846	903

資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



※難病については下記のウェブサイトもご参照ください（令和6年1月現在）。

■難病情報センター

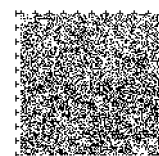
<https://www.nanbyou.or.jp>

■厚生労働省 指定難病

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000084783.html>

■埼玉県 難病対策

<https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/iryo/nanbyo/index.html>



(5) 医療的ケア児

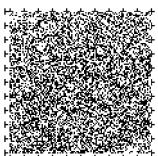
医療的ケア児とは、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童です。医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加するとともにその実態が多様化し、医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっています。障害や慢性疾患などの様々な要因があり、医療的ケアの態様も様々であることから、定型的な把握が難しいため、令和4（2022）年から朝霞保健所との情報連携も始め、更なる把握に努めています。

◆医療的ケア児

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	14	19	23

資料：障害福祉課（それぞれの年度内に把握した人数）



2 調査で見る障害のある人・障害のある児童等の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

第6次朝霞市障害者プラン及び第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画の策定に当たり、本市の障害のある人や児童等の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため、アンケート及びヒアリング調査を実施しました。

②アンケート調査方法

- 調査方法：郵送による配布、回収
- 調査期間：令和5（2023）年2月22日（水）から3月31日（金）まで

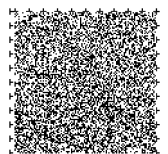
③アンケート調査対象者・回収状況

調査区分	配付	回収	回収率
■調査区分A：障害者 18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者見舞金を受給している難病患者	5,019人	2,323人	46.3%
■調査区分B：障害児及び保護者 18歳未満の障害児等（手帳、難病、療育等利用者）とその保護者	806人	309人	38.3%
■調査区分C：障害福祉サービス事業所等	92事業所 (157件)	78事業所 (100件)	84.8%
■調査区分D：障害者団体	11団体	8団体	72.7%

※提供されている障害福祉サービス等の種別ごとに1件送付していますが、多機能型事業所等で複数事業を集約した回答をいただいている場合があったので、事業所単位での回収率としています。

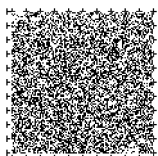
④ヒアリング調査

アンケート調査では把握しきれない実態を職員が直接伺うことにより、詳細な実情やニーズを把握し、次期計画の目標などに反映させることを目的として、医療的ケア児者、重症心身障害児者、高次脳機能障害、強度行動障害、遷延性意識障害などの人、31人に対して聞き取りを実施しました。



⑤専門職に対する調査

発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれのない総合的な支援を図ることを目的として実施している育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人へ、障害福祉施策の課題等の聞き取りを実施しました。



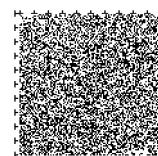
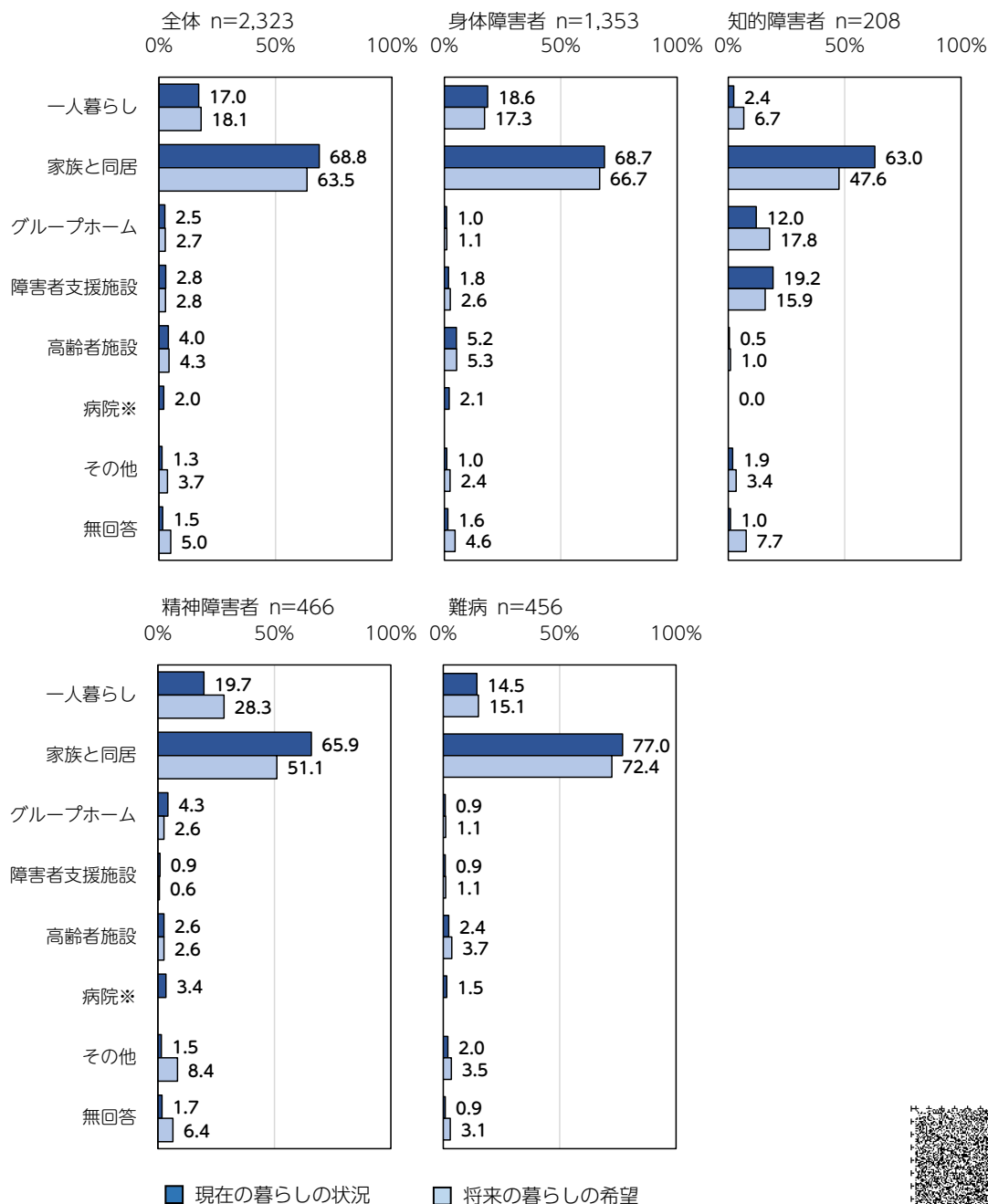
(2) 障害のある人の調査結果の概要 (調査区分A)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

①現在の暮らしの状況と将来の暮らしの希望について

現在の暮らしの状況と将来の暮らしの希望はともに、全体で「家族と同居」が最も高く、次いで「一人暮らし」が高くなっています。

障害種別でみると、身体障害者と難病においては現在の暮らしと将来の暮らしの希望に大きな違いはありませんでした。知的障害者において、将来の暮らしの希望を現在の暮らしの状況と比較すると「家族と同居」と「障害者支援施設」が減り、「グループホーム」と「一人暮らし」が増えています。また、精神障害者において、将来の暮らしの希望を現在の暮らしの状況と比較すると「家族と同居」が減り、「一人暮らし」が増えています。



②日常生活の介助の状況について

日常生活の介助の状況について、全体、障害種別において、各項目の「一部介助が必要」と「全部介助が必要」を合わせた『介助が必要』の割合は以下のとおりです。上位3項目を障害種別にみると、身体障害者、難病では「外出」が1位、「入浴」が2位、「お金の管理」が3位になっているのに対し、知的障害者、精神障害者では「お金の管理」が1位、「家族以外の人との意思疎通」が3位となっており、知的障害者の2位は「薬の管理」、精神障害者の2位は「外出」となっています。

◆各項目の『介助が必要』の割合

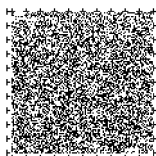
	①	②	③	④	⑤
	食事	トイレ	入浴	衣服の着脱	身だしなみ
全体	14.2	15.6	25.7	19.6	23.6
身体障害者	13.5	17.0	28.6	22.1	22.3
知的障害者	<u>32.2</u>	<u>39.4</u>	<u>47.6</u>	<u>36.6</u>	<u>59.1</u>
精神障害者	<u>15.9</u>	9.9	20.2	11.8	23.6
難病	10.7	13.6	19.0	18.4	16.9

	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	家の中の移動	外出	家族以外の人との意思疎通	お金の管理	薬の管理
全体	14.9	37.7	24.2	33.1	28.4
身体障害者	<u>18.0</u>	<u>40.4</u>	19.4	27.8	25.0
知的障害者	<u>16.8</u>	<u>65.8</u>	<u>70.7</u>	<u>84.6</u>	<u>77.4</u>
精神障害者	10.9	34.8	<u>31.5</u>	<u>43.1</u>	<u>31.3</u>
難病	14.2	28.8	13.8	18.9	16.9

※各障害種別の結果で全体結果を上回る項目には下線を引いています。

◆障害種別にみた『介助が必要』の上位3項目

	1位	2位	3位
全体	外出	お金の管理	薬の管理
身体障害者	外出	入浴	お金の管理
知的障害者	お金の管理	薬の管理	家族以外の人との意思疎通
精神障害者	お金の管理	外出	家族以外の人との意思疎通
難病	外出	入浴	お金の管理

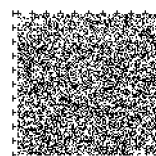
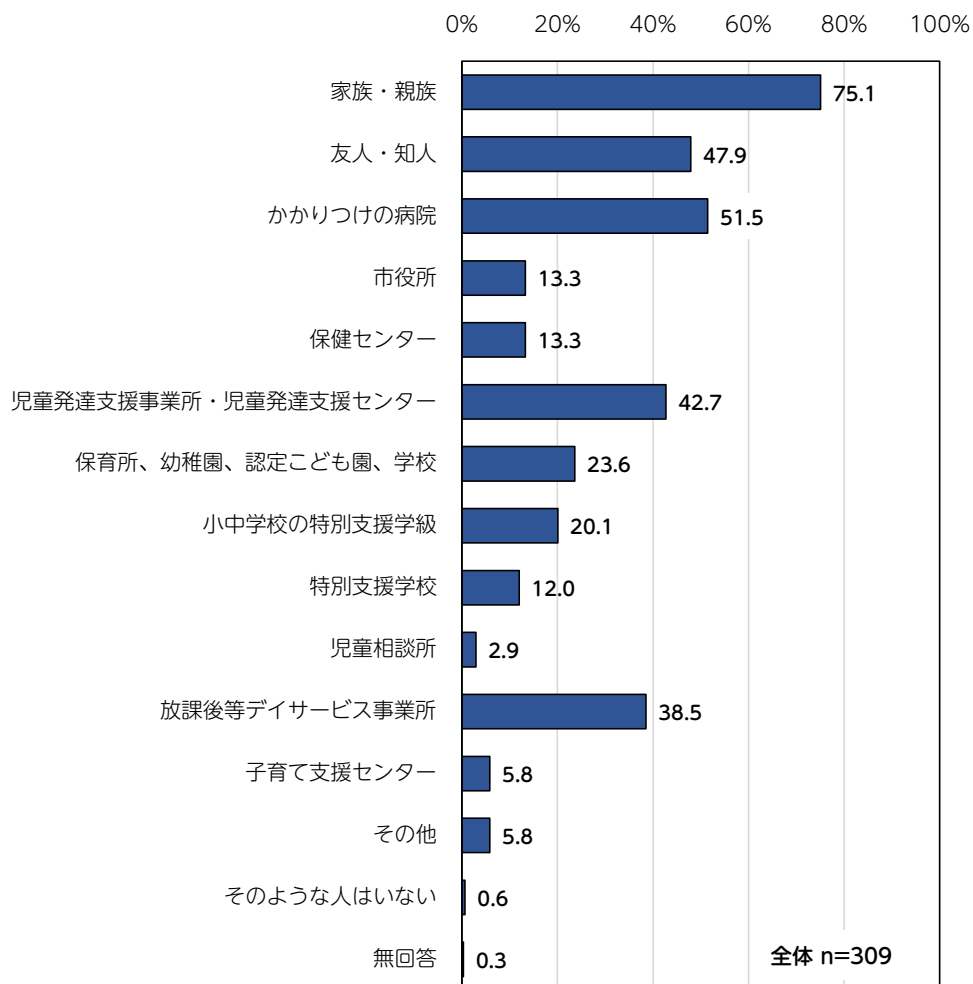


(3) 障害のある児童・保護者の調査結果の概要(調査区分B)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

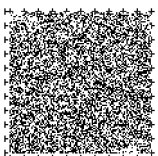
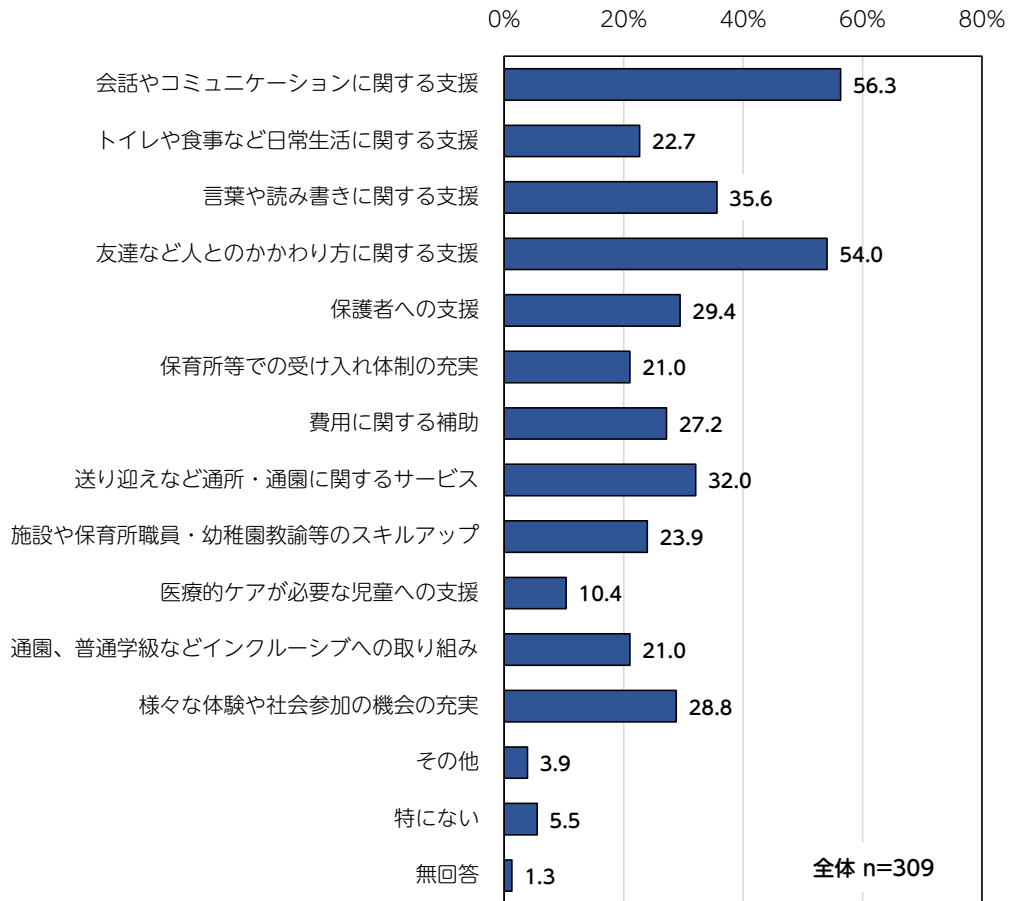
①不安になったときの相談先について

お子さんの子育てをする上で、不安になったときの相談先については、「家族・親族」が75.1%で最も高く、次いで「かかりつけの病院」が51.5%、「友人・知人」が47.9%となっています。



②充実させるべき支援等について

お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思う点については、「会話やコミュニケーションに関する支援」が56.3%で最も高く、次いで「友達など人とのかかわり方に関する支援」が54.0%、「言葉や読み書きに関する支援」が35.6%となっています。

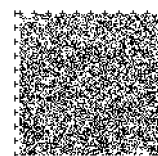
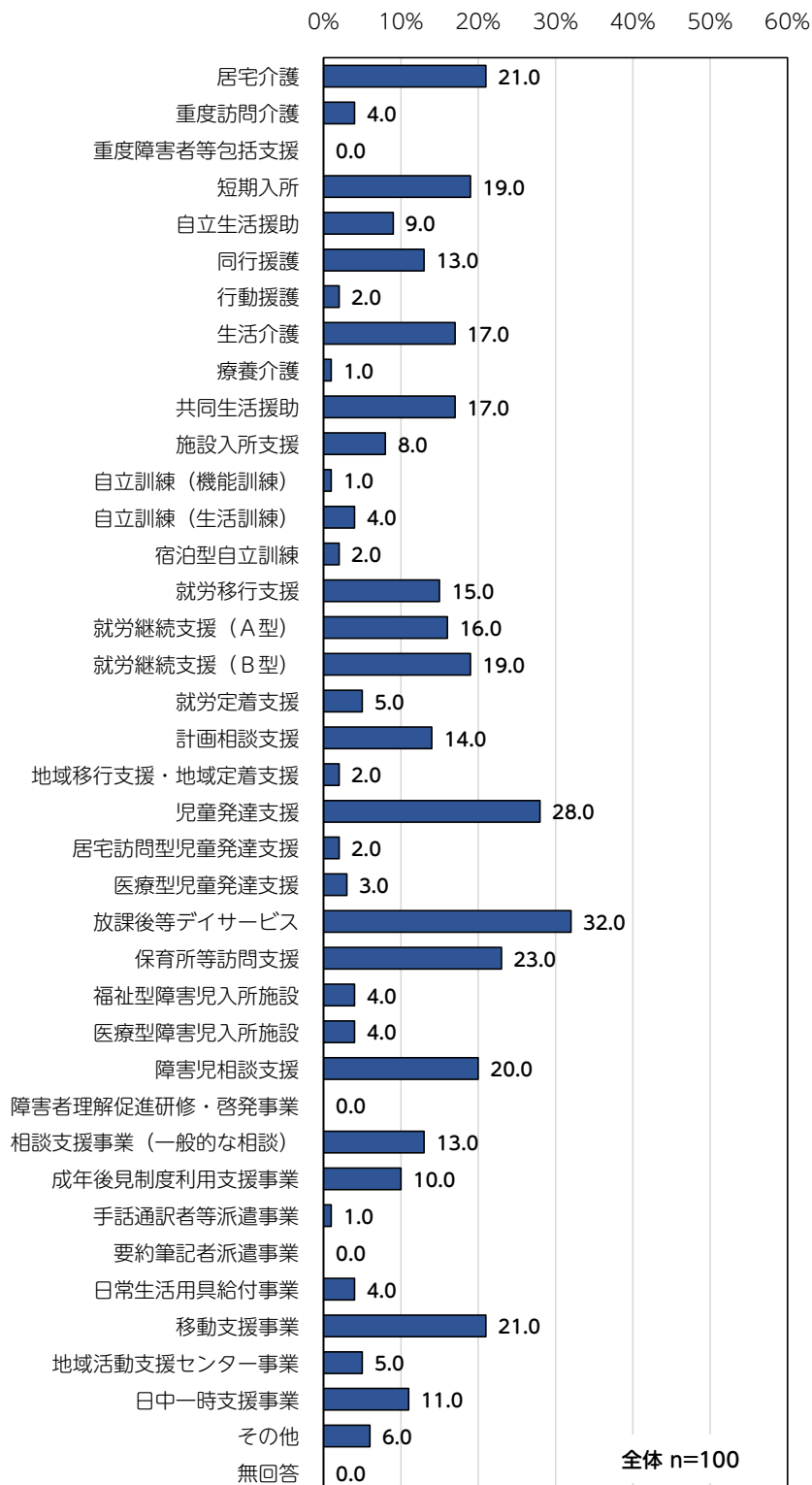


(4) 障害福祉サービス事業所等の調査結果の概要(調査区分C)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

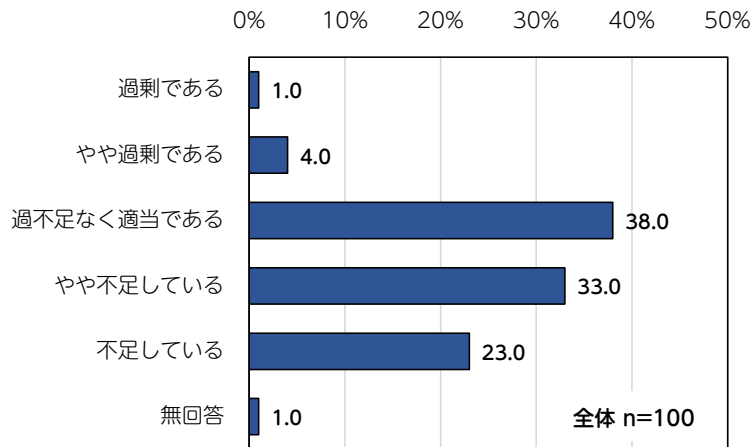
①利用者から望まれているサービスについて

利用者から望む声が多いサービスについては、「放課後等デイサービス」が32.0%で最も高く、次いで「児童発達支援」が28.0%、「保育所等訪問支援」が23.0%、「居宅介護」「移動支援事業」がともに21.0%、「障害児相談支援」が20.0%となっています。



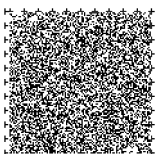
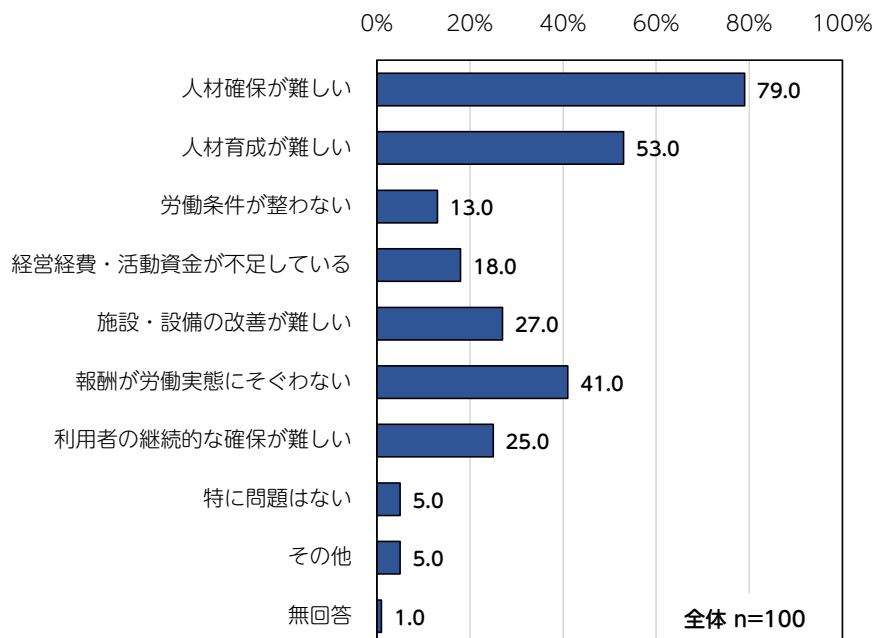
②職員の配置状況について

職員の配置状況については、「過不足なく適当である」が38.0%で最も高く、次いで「やや不足している」が33.0%、「不足している」が23.0%となっています。



③運営に関する問題について

運営に関する問題については、「人材確保が難しい」が79.0%で最も高く、次いで「人材育成が難しい」が53.0%、「報酬が労働実態にそぐわない」が41.0%となっています。

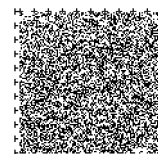
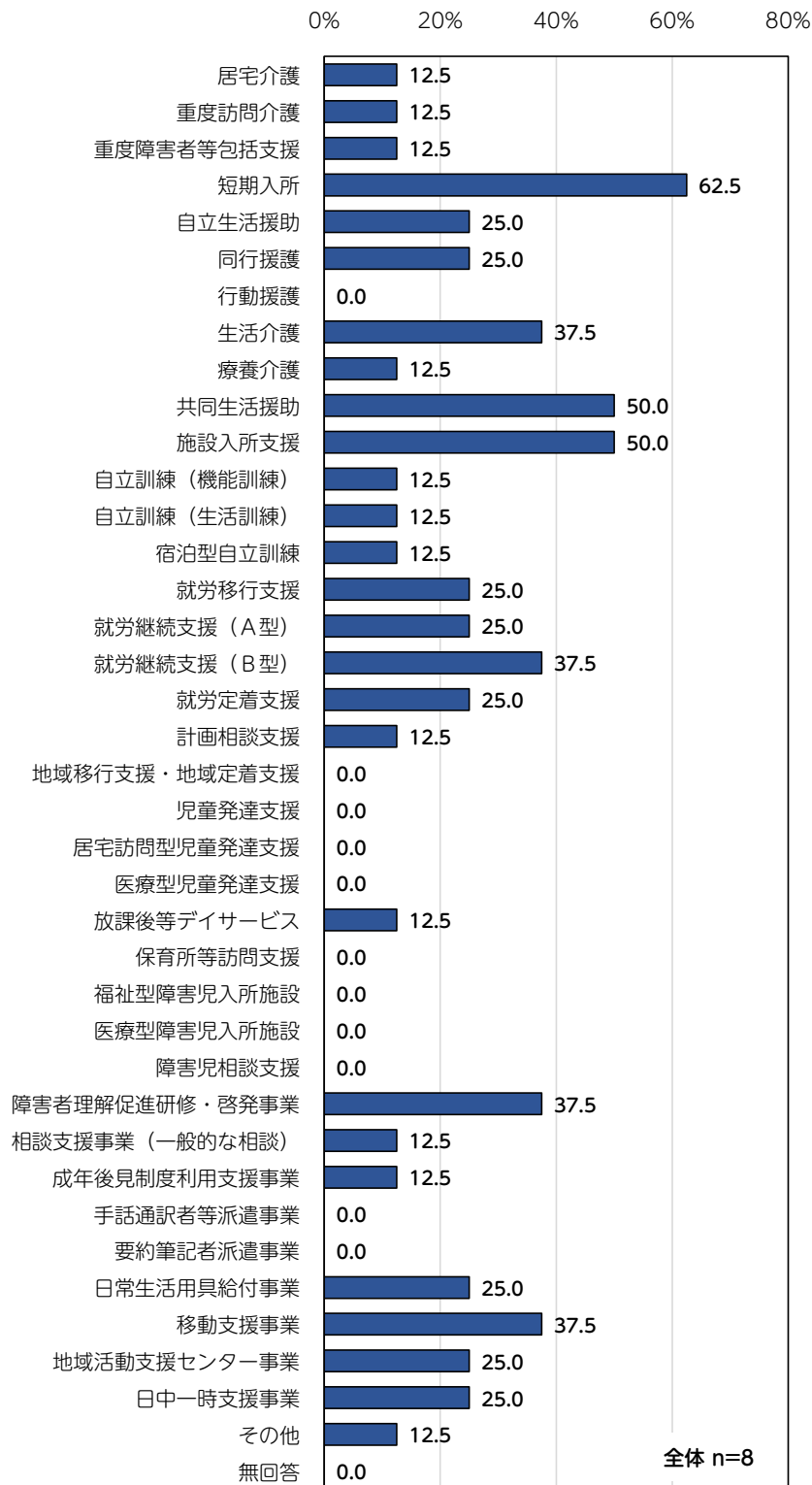


(5) 障害者団体の調査結果の概要 (調査区分D)

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

①利用者から望まれているサービスについて

会員から望む声が多いサービスについては、「短期入所」が62.5%で最も高く、次いで「共同生活援助」「施設入所支援」がともに50.0%、「生活介護」「就労継続支援（B型）」「障害者理解促進研修・啓発事業」「移動支援事業」がそれぞれ37.5%となっています。



②会員や参加者からの日常の困りごと、地域の問題の声について

【障害福祉サービス等について】

- ヘルパーの人材不足
- 訪問介護人員不足
- 通所の送迎
- リハビリ時間数の不足

【施設整備等について】

- 介護施設のベッド数やスタッフの不足
- 入院入所先の不足

【介護者や「親亡き後」のことについて】

- 親が急に体調を崩した時に、子どもを見てもらえる環境、支えてくれる人
- 介護者の負担
- 親亡き後の当事者の生活について

【生活について】

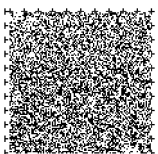
- 物価高で生活が苦しい
- 高齢化してきていて、思うように行事に参加できない
- 余暇の支援

【相談・交流について】

- 相談ができる場、人
- 手軽に集まる場所を確保したい

【障害への理解・法律の理解について】

- 目に見えない障害のため、理解されない
- 医療的ケア児支援法について知っている医師が少ない（少ない）。そのため、主治医が小学校への看護師配置を必要とする診断書を書いても、学校医の理解が得られず配置が進まない。



(6) 医療的ケアが必要な人等へのヒアリング調査結果の概要

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

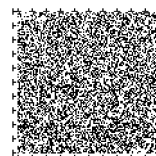
医療的ケアが必要な人等を対象に行ったヒアリング調査結果は以下のとおりです。

■医療的ケアが必要な人の主な意見

- 健全者、障害者がともに過ごせる交流イベントがあるといい
- 学校、保育、障害児、医療的ケア児のことを一括で相談できる専門窓口があると嬉しい
- 親亡き後の生活場所をどうすればよいかわからない
- 預かり先が少ない
- 一時預かりの場や長時間受け入れ可能な児童発達支援施設がない
- 朝霞周辺に医療的ケアも行える施設が少ない
- 家族の体力のあるうちは家族と暮らしたい
- 彩夏祭会場に障害者がクールダウンできる区画があれば参加しやすい
- 本人のレベルに合った療育サービスがない
- 医療的ケア児対応の居宅型保育園がない
- 車いす移動を考慮したバリアフリー
- 災害時、最重度の人のことを考えた避難計画を立ててほしい
- 介護者が自分の時間を持てるような支援

■重症心身障害がある人の主な意見

- 楽しめるイベントがあるといい
- 介護に関する勉強会、研修会など、市行政などで取り組んでもらいたい
- 通所施設、入所施設、短期入所施設が少ない
- 身体が大きくなったので入浴が大変
- 障害児の時から使っていたサービスも引き続き使わせてもらいたい
- 受け入れてくれる短期入所施設もないため、現時点では家族とできるだけ最後まで一緒に暮らしたい
- 介護者が高齢になった場合、施設で暮らすことになる
- 外に出て行くには大変なことが多すぎる
- 朝霞台駅にエレベーターの設置がない
- 整備されていない箇所や危険な箇所が多く、外出を諦めることが多い
- ペースメーカーを入れているため、薬が多く、服薬の管理をしてほしい
- 避難行動要支援者台帳について地域住民も知っていれば、もっと活用できる
- 受給者証などの更新の時の書類の記入する枚数が多くて大変
- 近所付き合いがうまくできるような仕組みがあると、困ったときに助け合える町になると思う

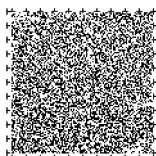


■高次脳機能障害がある人の主な意見

- 見た目で障害があるように見えないため理解されない
- どういう症状なのか、どういう手助けが必要なのか、広報にコラムを定期的に掲載、もっと認知してもらいたい
- ヘルプマークはまだまだ知られていない
- 障害福祉サービスを利用できる事業所が、他市と比べて少ない
- 市内に就労継続支援 A 型事業所がなくて困った
- 道路の整備
- 回復期の病院を退院した後リハビリできる施設が少ない
- 市の書類は箇条書きにしてほしい
- 障害者手帳、自立支援医療の更新案内がほしい

■強度行動障害がある人の主な意見

- 理解者を増やすための広報があるといい
- 学校でも知的障害等の目に見えない障害を理解する機会がほしい
- 誰でも集えるようなコミュニティがほしい
- 販売会のような、普段関わる機会が少ない市民と交流できる機会があるといい
- 障害者の人だけではなく、その家族のハンデも解消されるような社会になってほしい
- 相談ができたり、サービスのことを教えてくれるところがあるといい
- 生活サポートサービスの利用時間が少ない
- 送迎サービスのみの利用場所がないこと
- 所得制限があるため、受けられないサービスがある事に疑問がある
- 重度障害者や行動障害がある障害者が入所できる施設が少ない
- 親亡き後への不安
- 施設への入所について、目が届かないところへ預けることや、昨今のニュースを見て安全面が不安
- 将来一人暮らしはできるのか不安なので、グループホームが妥当かもしれない
- 外出に際して付き添いが必須
- 生活介護や就労継続支援 B 型事業所を増やしてほしい
- 労働賃金をもう少し上げてもらいたい
- 道路、公園にあるトイレ等、多くの人が使いやすい環境を整えてほしい
- 病院からは断られてしまうことが多いため、かかりつけの病院を作るのが困難
- 障害者も災害避難訓練に参加しやすい体制
- 受給者証の更新などで申請する書類の内容が分かりづらい



■遷延性意識障害がある人の主な意見

- 遷延性意識障害と診断されていない人でも困っている人の把握と支援を願う
- 若いヘルパーがおらず身体介護に対応できない
- 介護者が体調を崩したり、亡くなったりしたらどうすれば良いかわからない
- バリアフリーが行き届いていない場所がある
- 病院に受け入れ枠を確保した災害時避難計画を検討してほしい

(7) 専門職に対する調査結果の概要

『第6次朝霞市障害者プラン等策定に係るアンケート・ヒアリング調査結果報告書』から抜粋

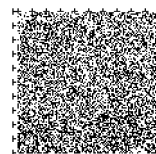
育み支援バーチャルセンター事業に関わる専門職（医師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士等）の人に行った聞き取りの結果は以下のとおりです。

なお、育み支援バーチャルセンター事業とは、発達障害を含む、発達につまずきのある子どもたちの早期発見、早期支援ととぎれの無い総合的な支援を図ることを目的として平成21（2009）年4月より実施している事業です。

専門スタッフ（小児神経科医師、臨床心理士、作業療法士等）と地域スタッフ（各部署の保育士、保健師、教師等）とで、保育園、幼稚園、小中学校を巡回し、支援者（保育士、教師等）からの相談に応じる巡回相談や保護者等からの個別相談に応じる発達相談などを行っています。保健センター（健康づくり課）が事務局となり、障害福祉課・保育課・こども未来課・教育委員会と連携して取り組んでいます。

■障害福祉施策の課題に関する主な意見

- 市内児童館・子育て支援センターでの相談事業の拡大、気軽に相談できる仕組みを作ること
- 継続的に相談できる場があるとよい
- これまでの事業を維持しつつ、近隣の機関（特に児童発達支援事業所や相談事業所）と連携をとりながら、役割分担をしていくことが望ましい
- 発達の評価、見立て、支援を総合的に行える施設が少ない
- 広報紙などだけでなく、他のWebサービスとの連携ができるとうよい
- 子どもの成長の情報を把握している市が先頭に立って、障害児者支援への連携をとっていくことは非常に重要



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

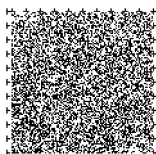
基本理念

誰もがお互いに尊重し合い

地域で共に生きる社会の実現

第6次朝霞市障害者プランでは、基本理念に基づき、障害の有無や世代の違いなどにかかわらず、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現を目指します。

また、あらゆるライフステージにおいて、自分らしく、自分の意思で自立し、社会参加ができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等の実施など、さまざまな施策を推進します。



2 基本目標

<朝霞市障害者プラン 基本目標>

基本目標1

共生社会の実現を目指す

あらゆる機会や情報発信を通じて、障害に対する誤解や偏見等の社会的障壁を取り除く啓発活動を推進し、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の提供や差別の解消、権利擁護の推進、虐待の防止など、必要な施策を推進することで、障害のある人とない人が共に生きる共生社会を実現します。

基本目標2

地域生活を充実し、社会参加を支援する

住み慣れた地域での生活を充実させるため、日常生活や社会生活を支援するための各種サービス等の充実やスポーツ、芸術・文化活動等へ参加できる機会の拡充に努めるとともに、情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進による情報提供や円滑な意思疎通に努め、社会参加を促進します。

基本目標3

就労を支援する

障害のある人の雇用・就業を促進するため、民間事業者に対し広く障害のある人の雇用を働きかけ、就労の場の確保に努めるとともに、就労移行支援事業等を活用し、一般雇用や福祉的就労を含めた安定した雇用の促進に努めます。

また、安定した雇用を実現することで、経済的自立の推進や円滑な地域移行、その後の地域生活の定着につながるよう支援を実施します。

基本目標4

共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

障害の特性に応じた療育・教育を提供するとともに、障害のある児童（強度行動障害、高次脳機能障害等を含む）とない児童が共に学び、交流する機会を通じて、障害のある人の精神的及び身体的な能力等を最大限に伸ばす療育・教育の充実を図ります。

また、市民へ共生社会の考え方の普及を図り、障害及び障害のある人についての市民の理解を深めていきます。

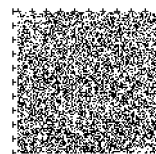
基本目標5

安心・安全な暮らしをつくる

安心・安全な生活環境の整備に向け、バリアフリー化及びユニバーサルデザインを推進します。

保健・医療では、健診や専門相談の充実等により障害の早期発見体制の強化を図るとともに、障害の特性に応じた適切な医療サービスを提供できるよう医療機関との連携を強化します。

また、障害のある人を災害や犯罪、事故から守るため、地域の防災・防犯対策の強化を図るとともに、災害や犯罪を予防する基盤づくりを推進します。



<朝霞市障害福祉計画・朝霞市障害児福祉計画 基本目標>

基本目標 1

福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し、地域生活のためのサービスを提供します。

基本目標 2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進します。

基本目標 3

地域生活支援の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実を図ります。

基本目標 4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労への移行等を促進するため、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実し、就労移行支援等を推進し、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行を促進します。

基本目標 5

障害児支援の提供体制の整備等

障害のある児童等のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、地域子育て拠点、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制を整備します。

基本目標 6

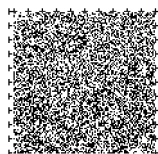
発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう支援体制を確保します。

基本目標 7

相談支援体制の充実・強化のための取組

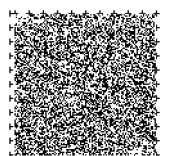
相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。



基本目標 8

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築します。



3 施策体系

<障害者プランの施策体系>

新: 新規施策を含む

拡: 拡充施策を含む

<大柱>

<中柱>

1 共生社会の実現を目指す

(1) 相互理解の推進

- ①啓発活動の推進 P 47 **拡**
- ②障害のある人等への理解の促進 P 49 **拡**
- ③障害者団体の育成・交流促進 P 51

(2) 差別解消の推進

- ①差別解消の推進 P 53 **新 拡**

(3) 権利擁護の取組の充実

- ①権利擁護の支援 P 55 **新 拡**
- ②虐待防止の推進 P 57 **拡**

2 地域生活を充実し、社会参加を支援する

(1) 地域生活支援の充実

- ①相談支援体制の整備 P 60 **拡**
- ②福祉基盤の充実 P 62 **拡**
- ③障害福祉サービス等の充実 P 64 **新**
- ④住まいの支援 P 66 **新**

(2) 日中活動の場の充実

- ①日中活動の場の充実 P 67 **拡**

(3) コミュニケーション支援

- ①情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進 P 68 **新 拡**

(4) 社会参加の支援

- ①外出の支援 P 71 **新**
- ②スポーツ、芸術・文化活動の充実 P 73 **拡**

3 就労を支援する

(1) 就労の支援

- ①就労の場の確保 P 76
- ②就労の促進と安定 P 77 **新**

4 共に育ち、共に学ぶ療育・教育を推進する

(1) 障害のある子どもの療育・教育の充実

- ①療育の充実 P 80 **新**
- ②教育の充実 P 82 **新**
- ③福祉教育の充実 P 84

5 安心・安全な暮らしをつくる

(1) 福祉のまちづくりの推進

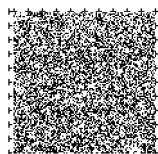
- ①総合的なまちづくりの推進 P 87

(2) 保健・医療サービスの充実

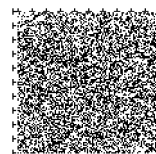
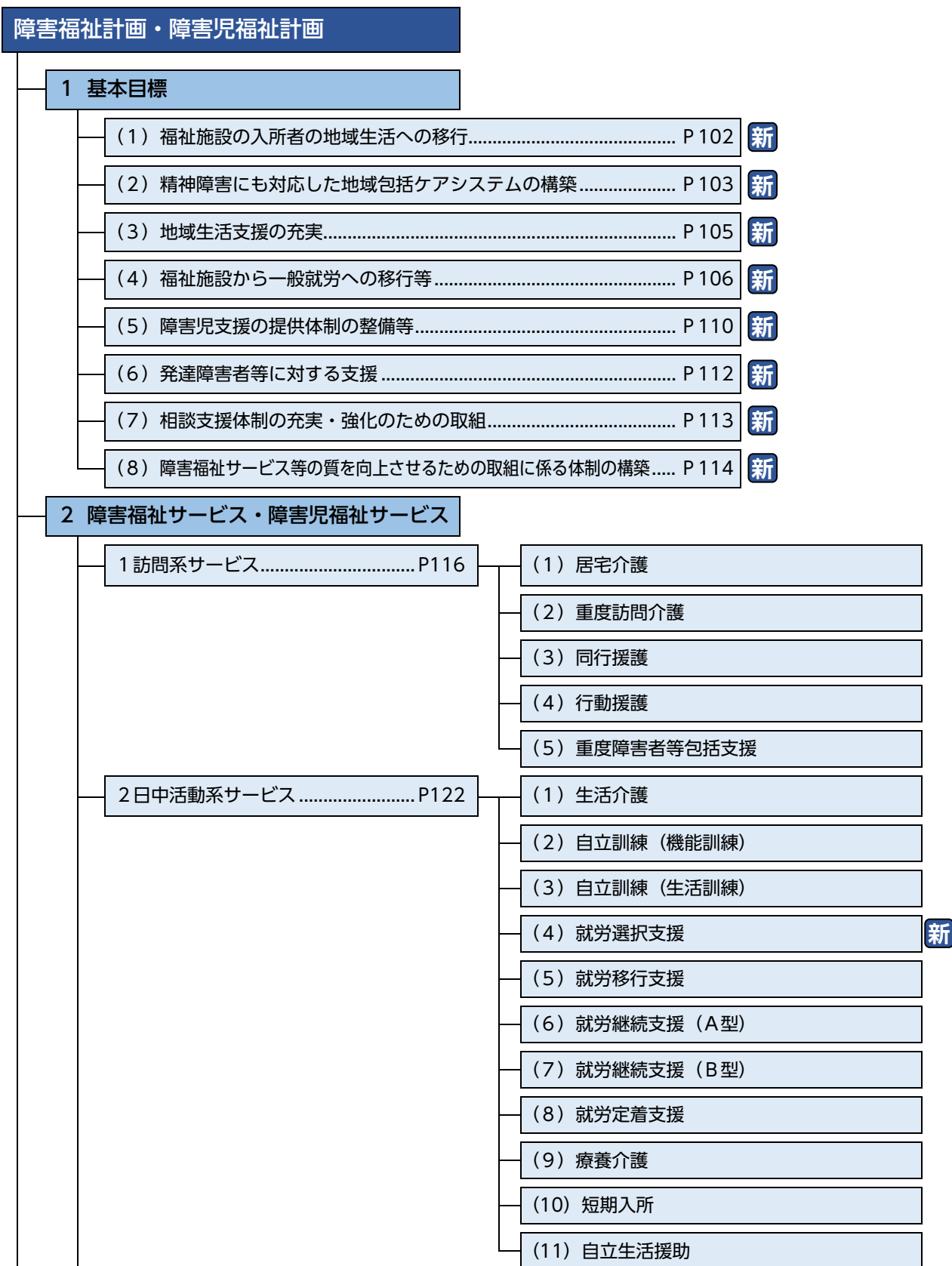
- ①保健サービスの充実 P 89 **新**
- ②医療サービスの充実 P 91

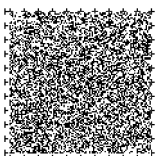
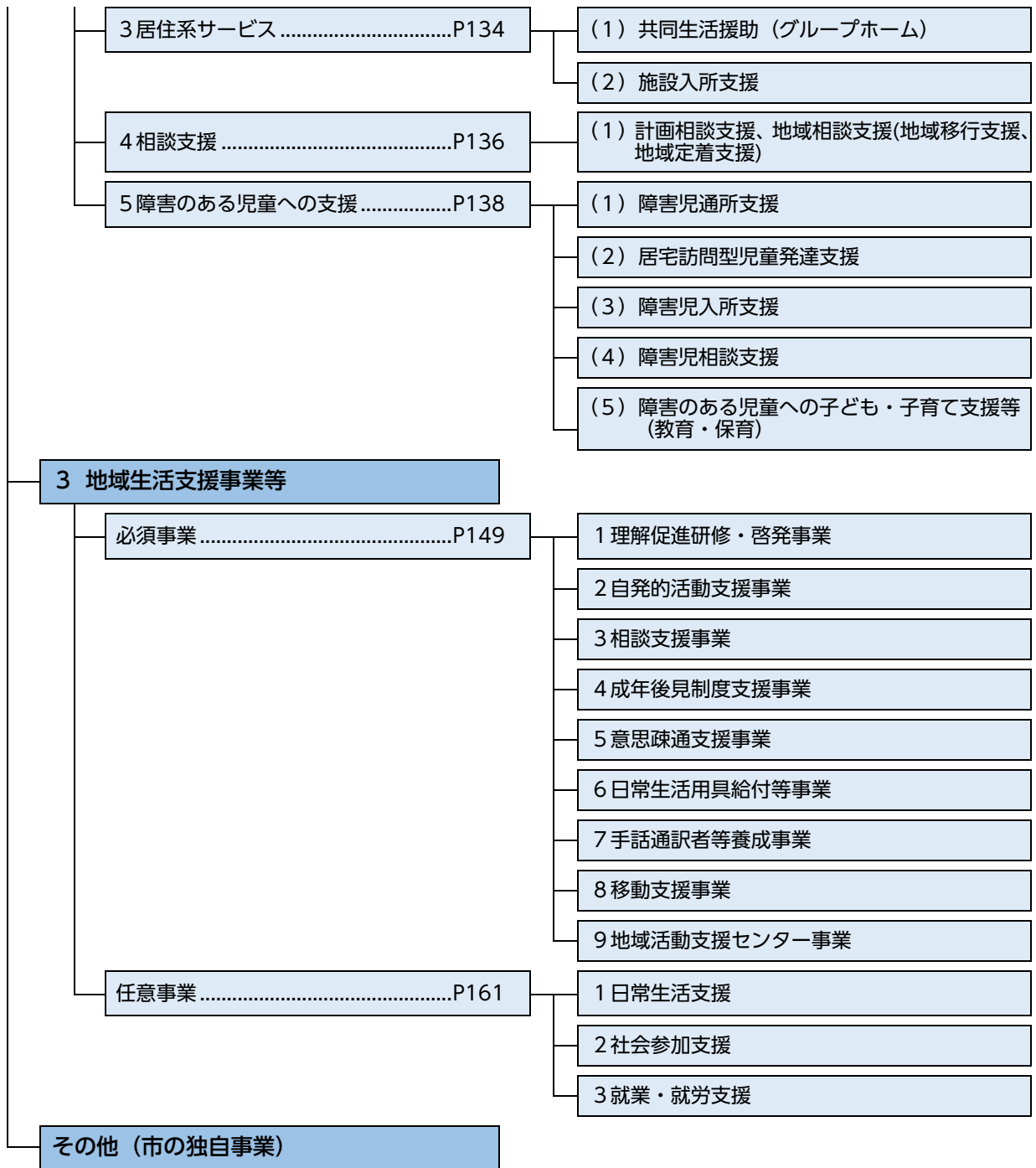
(3) 安全な暮らしの確保

- ①防災・防犯体制の整備 P 93 **拡**



<障害福祉計画・障害児福祉計画の施策体系>





第4章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の周知については、障害に関する正しい知識や理解を広める必要があることから、関係機関や障害者支援にかかわる人々と連携し、誰もがお互いを尊重し合いながら、地域で共に生きる社会の実現のために、広報紙やホームページへの掲載を行います。

また、理解促進研修の講演会等やスポーツ・レクリエーション等の各種イベントの際に計画の概要版を配布する等により、情報発信や周知を図ります。

(2) 推進体制の確立

障害者施策は、福祉や保健・医療などの分野だけでなく、住宅、交通、まちづくりといった生活環境全般の幅広い範囲に及ぶため、それぞれの障害のある人の障害や程度、ライフステージに応じたきめ細かな対応が必要となります。

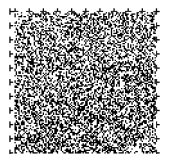
このため、関係団体や市民が参加する推進組織である朝霞市障害者プラン推進委員会において計画の推進を図ります。

(3) 広域連携等

障害者施策は、対象者数や専門的な取組の必要性などから広域で行っている事業もあり、市民も他市に立地する施設を利用していることもあります。

このため、広域的な視点で取り組まなければならないことも多いことから、国や県、近隣市と連携していく必要があります。

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や障害者自立支援審査支払等システム等を活用した事業所や関係自治体等との情報共有体制など、市単独では実施が困難な施策については、積極的に連携を図りつつ、サービスの充実に努めます。



(4) 市民等との協働

各障害施策を効果的に実施していく上で、市民の協力はもとより、市と関係機関（福祉施設、医療機関、教育機関、保健所、社会福祉協議会、ボランティア団体、障害者関係団体、事業者など）との協力体制は不可欠です。

ピアカウンセリングの支援や、スポーツ・レクリエーションに係るイベントの開催など、障害のある人の社会参加の充実を図り、地域社会と関係機関との連携を強化するとともに、障害者施策の推進に向けて障害のある人を含め、市民の主体的な参画を促進します。

(5) 計画の達成状況の点検と評価の実施方法

達成状況の点検については、サービスの見込量と実際の利用量を踏まえながら、朝霞市障害者プラン推進委員会において、課題・方向性及び方策など障害福祉施策も合わせて点検・評価を行うとともに、その進行管理と調整を行います。

また、朝霞市障害者自立支援協議会にも進行管理状況を報告し、その意見等を踏まえながら、適切な見直しを行い、PDCAサイクルにより、必要があると認めるときは、本計画の変更や見直しを行います。

